



だてなりクン

# みやぎの明治村 とよま資料館だより

登米市歴史資料館・高倉勝子美術館  
発行/㈱とよま振興公社  
〒987-0702  
宮城県登米市登米町寺池桜小路2  
Tel : 0220-52-5566  
Fax : 0220-52-2630  
http://toyoma.co.jp  
発行日：令和4年1月16日



## ◀ 水沢県庁記念館編 ▶ 第7号



図1：水沢県庁記念館 ㈱とよま振興公社所蔵

// 何故、登米に水沢県庁舎があるの？ //

登米町には水沢という地名はありません。では、なぜ水沢という名の県庁記念館が登米町にあるのでしょうか。

明治2年8月に「登米県」が設置されました。県の区域は登米郡、遠田郡、栗原郡の一部及び志田郡の一部でしたが、明治3年9月に石巻県を併合し、従前の登米県域（この時点では栗原郡は全域）に、石巻県の本吉郡、桃生郡及び牡鹿郡を含めた区域が新たな登米県となりました。

明治4年11月、現在の宮城県北部と岩手県南部を管轄する「一関県」が誕生した際、登米県は分割され、登米郡は一関県の管轄となりました。一月後の12月には「水沢県」と改称されました。

「一関県」誕生前の明治4年7月、寺池村で登米県庁舎の新築工事上棟式が行われ、完成は「水沢県」となった明治5年7月のことです。水沢県庁は、当初一関村に置かれていましたが、明治5年6月に寺池村に移され、以後、明治8年8月まで県庁所在地となりました。このような経緯があって、登米の地に県庁の建物（図1）が残されることになりました。

### // 記念館は、当時の県庁舎のままですか？ //

明治5年7月に竣工した水沢県庁舎（以下「県庁舎」という。）の資料が残っていませんが、明治23年に設置された登米区裁判所の資料がありました。この資料を基に平成元・2年度の2ヶ年事業で復元工事が行われましたので、現在の「水沢県庁記念館」は、建築された当時の建物ではありません。

県庁閉庁後の明治9年5月以降、明治21年10月に「登米高等尋常小学校（現在の教育資料館）」が開校するまで、「登米村第一番小学校」（時代により校名は改称）として、利用されました。宮城県に併合された明治9年、この学校では477人の児童が学んでいたと言われています。当時としては宮城県内でも有数の児童数を誇る学校でした。

その後、明治21年9月15日から「石巻治安裁判所登米出張所」、明治23年11月1日から「登米区裁判所」（図2）、昭和22年4月16日から昭和33年8月まで「仙台地方裁判所登米支部」として、通算55年間裁判所として使用されました。

県庁舎の敷地は、高倉勝子美術館から西側の水沢県庁記念館を含めた一帯で、明治10年3月の宮城県権令宛ての文書によると、2町1反2畝15歩（約21,250㎡で、正方形の土地で換算してみると、縦・横146mの大きさに相当します。）とあります。昭和42年、県庁舎敷地内に警察署の建設や町道の新設工事を行うことになり、県庁舎は西に25～26m曳家されました。（図3）

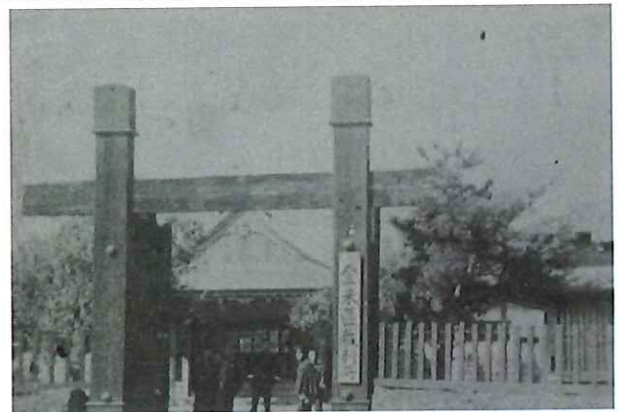


図2：登米区裁判所 ㈱とよま振興公社所蔵



図3：水沢県庁記念館周辺写真 ㈱とよま振興公社所蔵  
中央右端の建物が曳家後の改修前の水沢県庁記念館

裏面もご覧下さい



表1 明治初期の登米地域の県名及び県庁所在地の移り変わり

明治政府は明治5年12月3日から太陽暦を採用しました。それ以前の日付は太陰暦(旧暦)での表記です。

年月日	県名	県庁所在地	支庁	管轄区域	備考
明治元年12月24日	土浦藩 取締地	涌谷村		登米郡、遠田郡、志田郡の一部	
明治2年3月28日	涌谷県	涌谷村		登米郡、遠田郡、志田郡の一部	
8月18日	登米県	涌谷村		登米郡、遠田郡、志田郡の一部、栗原郡の一部	涌谷県を登米県と改称「登米県」：明治新政府は当初「とよまけん」と呼んだようです。
12月27日					各県、東京出張所を馬喰町に設置
明治3年9月28日	登米県	涌谷村		登米郡、遠田郡、志田郡の一部、栗原郡、本吉郡、桃生郡、牡鹿郡	石巻県を併合
明治4年2月24日	登米県	寺池村	涌谷出張所		県庁を寺池村に移転の布告
7月24日	登米県	寺池村			登米県庁舎新築工事上棟式
11月2日	一関県	一関村	登米出張所 水沢出張所	登米郡、栗原郡、本吉郡、玉造郡、気仙郡、胆沢郡、江刺郡、磐井郡	登米県を一関県と改称
12月13日	水沢県	一関村			一関県を水沢県と改称
明治5年6月27日	水沢県	寺池村	一関出張所		寺池村へ県庁を移転
7月	水沢県	寺池村			水沢県庁舎新築工事竣工、7月2日開庁式
明治8年7月15日	水沢県	登米村			水害のため、県庁仮庁舎を龍源寺に設置
8月29日	水沢県	一関村			県庁を一関村へ移転
11月22日	磐井県	一関村			水沢県を磐井県と改称
明治9年4月18日	宮城県 岩手県	仙台 盛岡			現在の県境に定められる

明治初期の宮城県北(登米地域)の県名及び県庁所在地は、表1のとおり、僅か9年の間に県名が6回、県庁所在地も6回変更しています。明治新政府の目まぐるしい政策変更のありようが感じられます。明治5年6月26日、一関村にあった県庁機能を寺池村に移し、翌27日から県庁業務を行うことになりましたが、この背景を知ることができる史料が見つかりました。

図4は、水沢県の本庁を一関村から寺池村の元登米県庁へ転移することについて、一関士族へ告諭文を出しているものです。内容を見てみると、「士族の気の緩み、粗暴、乱酒などで風俗を乱し、維新の趣意に深く背いていることは恐れ多いことこの上ない。素行を正して、誠励心得これなくしたすよう申し達し置く。」と書いてあります。  
※士族：水沢県に勤務していた士族(職員)全体を指していたのではと考えられます。

チョット一服 岩手県南5郡分県運動

紆余曲折がありながら、明治9年に第二次府県大合併が行われ、1庁(北海道庁)3府(東京府、京都府、大阪府)43県となりました。これ以降は各都道府県の大きな統廃合は行われず、都道府県行政の統治が進められました。しかし、明治23年5月に岩手県南5郡の胆沢、江刺、気仙及び東西磐井郡の旧仙台領内の人々が、一関町で分県運動の会合を開き、明治政府へ「分県請願書」を提出したことが「永岡村(現金ヶ崎町)の歴史」という冊子に記載されています。分県運動は岩手県南部5郡を岩手県から宮城県へ併合を認めてもらう運動のことを指しますが、明治23年以前から継続的に行われていたようです。

水沢市史にも、岩手県分県運動の請願が貴族院、衆議院を通過したが、岩手県側から強い反対があり、分県が実現しなかったと書いてあります。明治23年5月24日付けの「岩手日日新聞」に、5月20日一関町で開催された会合のことが記事として載っています。

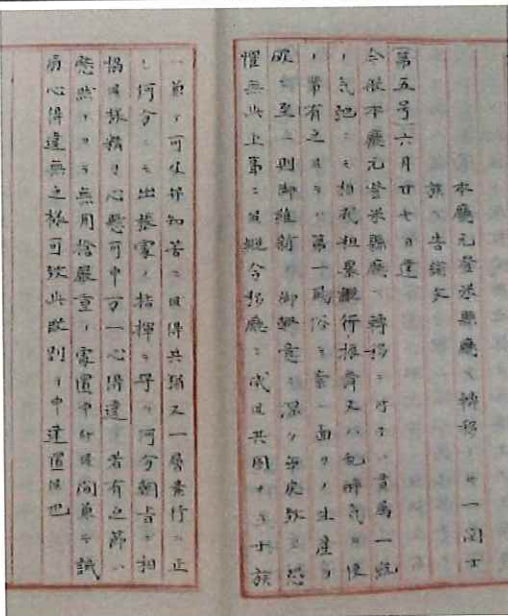


図4:「本庁元登米県庁へ転移二付一関士族へ告諭文」  
出典:岩手県立図書館(水沢県治類聚附録より)

イベント情報

水沢県庁記念館

4月上旬以降、宮城県成立150周年に合わせて、展示物の一部をリニューアルします。楽しみにお待ち下さい。

編集後記

早いもので、「とよま資料館だより」は二回目に入りました。前回の内容と重複しないよう気をつけながら、登米県や水沢県の文書等を中心に、資料収集を行いました。

このような中で、明治5年に県庁が一関から寺池に移転した理由を示す史料や岩手県南5郡の分県運動が行われたことなどを知りました。資料を保存しておくことの重要性を改めて感じました。 鎌田

次号の告知

次号は《教育資料館編》で、4月に発行予定です。  
現在、教育資料館で企画展「宮城県登米高等学校創立100周年」を開催しています。登米高は大正9年に高等尋常小学校の2号校舎を使用して誕生しました。



“みやぎの明治村”SNS 随時更新中です！ チェックしてみてください。